

各 位

平成 28 年 4 月 21 日

会 社 名 小松ウオール工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 加納 裕

(コード: 7949、東証第一部)

問合せ先 取締役執行役員

総務本部長 本彦 義夫

(TEL. 0761-21-3234)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」によって、新たに創設された監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

つきましては、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2)機動的な資本政策及び柔軟かつ機動的な剰余金の配当等を行うため、取締役会が剰余金の配当等を決定することができることとするべく、会社法第459条第1項の規定に基づき、所要の変更を行うものであります。
- (3) このほか、条文の追加、削除に伴う条数の変更及び所要の文言等の修正を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 24 日 (予定)

平成 28 年 6 月 24 日 (予定)

以上

(下線は変更箇所を示しております。) 現行定款 変更案 第1章 総則 第1章 総則 第1条~第3条(条文省略) 第1条~第3条(現行どおり) (機 関) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ か、取締役会、監査役、監査役会および か、取締役会、監査等委員会および会計 会計監査人の機関を置く。 監査人の機関を置く。 第5条~第18条(条文省略) 第5条~第18条(現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第4章 取締役および取締役会 (員 数) (員 数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 第19条 当会社の取締役(監査等委員である者を **除く。**) は、10名以内とする。 (新 設) 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。 (選任方法) (選任方法) 第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によ 第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取 って選任する。 締役とそれ以外の取締役とを区別して 株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 2 (現行どおり) 3 (条文省略) 3 (現行どおり) (新 設) 4 補欠の監査等委員である取締役の予選 の効力は、決議後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の開始の時までとする。 (任期) (任期) 第21条 当会社の取締役<u>(監査等委員である者を</u> 第21条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以 内に終了する事業年度のうち最終のも 除く。) の任期は、選任後1年以内に終 のに関する定時株主総会の終結の時ま 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす でとする。 (新 設) 2 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。 (新 設) 3 任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監 査等委員である取締役の任期は、退任し た監査等委員である取締役の任期の満

了する時までとする。

現行定款

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集者および議長)

第23条 (条文省略)

2 (条文省略)

(新 設)

(取締役会の招集通知)

- 第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 - 2 当会社の取締役<u>および監査役の</u>全員の 同意があるときは、招集の手続きを経な いで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(取締役会規則)

第26条 (条文省略)

(報酬等)

第<u>27</u>条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

変更案

(代表取締役および役付取締役)

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集者および議長)

第23条 (現行どおり)

- 2 (現行どおり)
- 3 前二項の定めにかかわらず、監査等委員 会が選定する監査等委員は、取締役会を 招集することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を 短縮することができる。
 - 2 当会社の取締役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 (現行どおり)

2 前項の決議について特別の利害関係を 有する取締役は、議決に加わることがで きない。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項 の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げ る事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第<u>28</u>条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

現行定款	変更案
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各 監査等委員に対し会日の3日前までに 発するものとする。ただし、緊急のとき はこの期間を短縮することができる。 2 当会社の監査等委員全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで監査等 委員会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第32条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
(新 設)	(監査等委員会規則) 第33条 当会社の監査等委員会に関する事項は、 法令または本定款に別段の定めがある 場合のほか、監査等委員会において定め る監査等委員会規則による。
<u>(員 数)</u> 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第30条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任 期) 第31条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)

現行定款	変更案
	(削 除)
第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監	
(監査役会の招集通知)	(削 除)
第33条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の	2
3日前までに各監査役に対して発する	_
ただし、緊急の必要があるときはこの期間を保険セスストができる。	<u>#</u>
間を短縮することができる。	
2 当会社の監査役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査役会を	>
開催することができる。	<u>-</u>
<u> </u>	
(監査役会規則)	(削 除)
第34条 当会社の監査役に関する事項は、法令言	-
たは本定款に別段の定めがある場合の ほか、監査役会において定める監査役会	_
規則による。	2
	(削 除)
第35条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の	2
<u>決議によって定める。</u>	
(監査役の責任免除)	(削 除)
第36条 当会社は、会社法第426条第1項の表	_
定により、監査役(監査役であった者を	_
含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がない場	-
合は、取締役会の決議によって、法令の	-
定める限度額の範囲で、その責任を免除	-
することができる。	_
2 当会社は、会社法第427条第1項の規	
定により、監査役との間で、当該監査征	<u>L</u>
の会社法第 423 条第1項の責任につ	-
き、善意でかつ重大な過失がないとき	_
は、法令が定める額を限度額として責任 を負担する契約を締結することができ	_
を負担する実際を締結することができ	<u> </u>
<u> </u>	
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 34 条 (現行どおり)

現行定款

(剰余金の配当)

第 38 条 当会社<u>の剰余金の配当は、毎年3月31</u> 日の最終の株主名簿等に記載または記 録された株主または登録株式質権者に 対し行う。

(新 設)

(新 設)

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9月30日の最終の株主名簿等に記載 または記録された株主または登録株式 質権者に対し、中間配当をすることがで きる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第<u>40</u>条 <u>当会社の剰余金の配当および中間配当</u> <u>は</u>、支払開始の日から満3年を経過して もなお受領されないときは、当会社はそ の支払義務を免れる。

(新 設)

変更案

(剰余金の配当等)

- 第35条 当会社<u>は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、</u> 法令に別段の定めのある場合を除き、取 締役会の決議によって定めることがで きる。
 - 2 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 3 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月 30日とする。

(削 除)

(剰余金の配当等の除斥期間)

第<u>36</u>条 配当財産が金銭である場合は、支払開始 の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、当会社はその支払義務 を免れる。

<u>附 則</u>

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役であった者の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

(附則の削除)

第2条 <u>前条および本条は、2026年6月24日を</u> もって削除する。